



出張報告書

2026 年 8 月 26 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
代表者氏名 やはたオカン
出張者氏名 やはたオカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 2026 年 8 月 22 日から 2026 年 8 月 22 日まで

2 結果の概要

用務先 大阪市中央区	報告事項 (この欄には要点を簡条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 第17回 生活保護問題議員研修会 2 生活保護をみたりの権利に。 3 4 5	
添付書類 ☒ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考	

3 届出事項の変更等 ☐ なし ☒ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☐ 精算額は、 年 月 日届け出た額 (円) と同一額である。

☒ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

JRが運転遅延、見合わせ運休となっており、本来他の公共交通機関を利用すべきところでしたが自家用車で移動してしまいました。
交通費860円(出張届出書にて申請)については支出しません。

支 出 額	0
精 算 額	0
支出 差引 額 戻入	0

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前							
発着地							
後							
前							
経 路							
後							
前							
用務先							
後							
前							
宿泊先							
後							

出張報告書

尼崎市議会議員 やはた オカン

第 17 回生活保護問題議員研修会

地域から変える生活保護をあたりまえの権利に

日時：8月22日（土）10:00～16:40

会場：エル・おおさか南館 5階南ホール

講師：吉永 純 氏 花園大学非常勤講師

：中村 健 氏 新潟大学歯学部(福祉学分野)准教授

：中村 真暁 氏 東京新聞デジタル編集部記者

：桜井 啓太 氏 立命館大学産業社会学部准教授

：渡邊 恒 氏 桐生市議会議員

：高野 正秀 氏 新潟県南魚沼市福祉保健部福祉課長

：尾藤 廣喜 氏 日本弁護士連合会貧困対策本部副本部長

【基調報告】

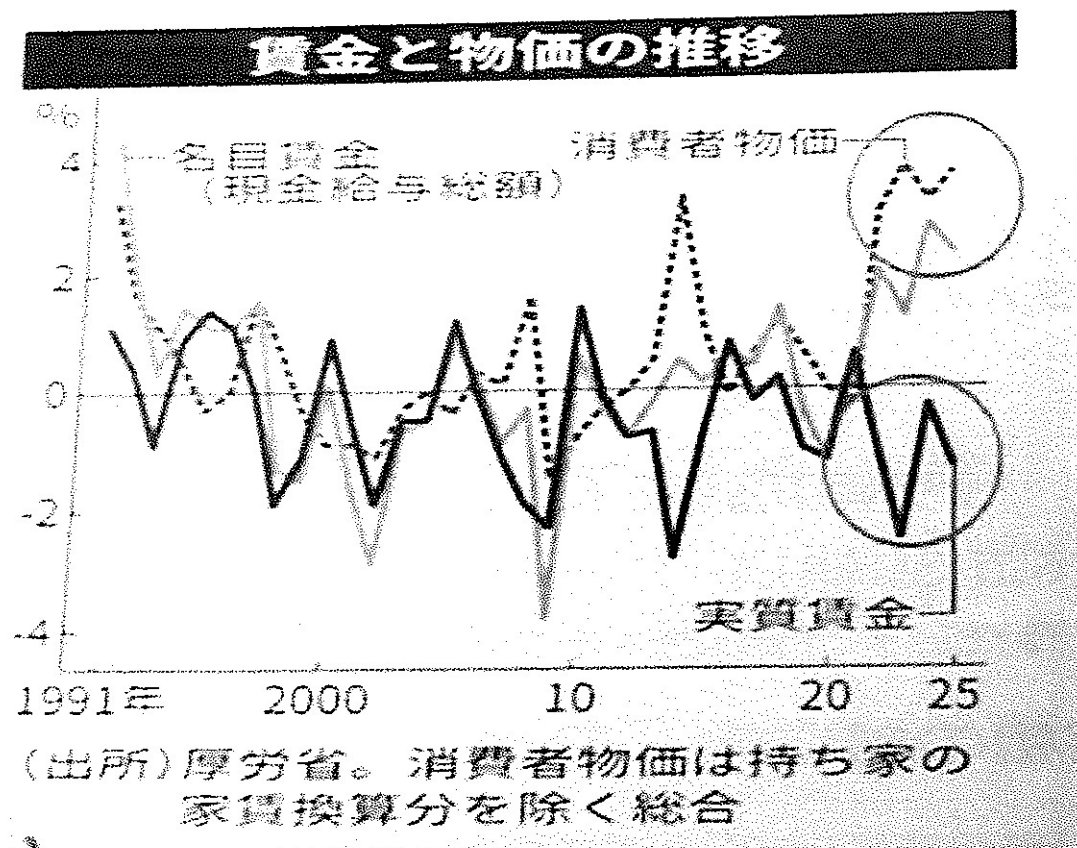
最低生活費を引き上げ、生活保護の最大限活用を

- ・市民と生活保護世帯の苦難
- ・物価高騰と厳しさ増す市民生活

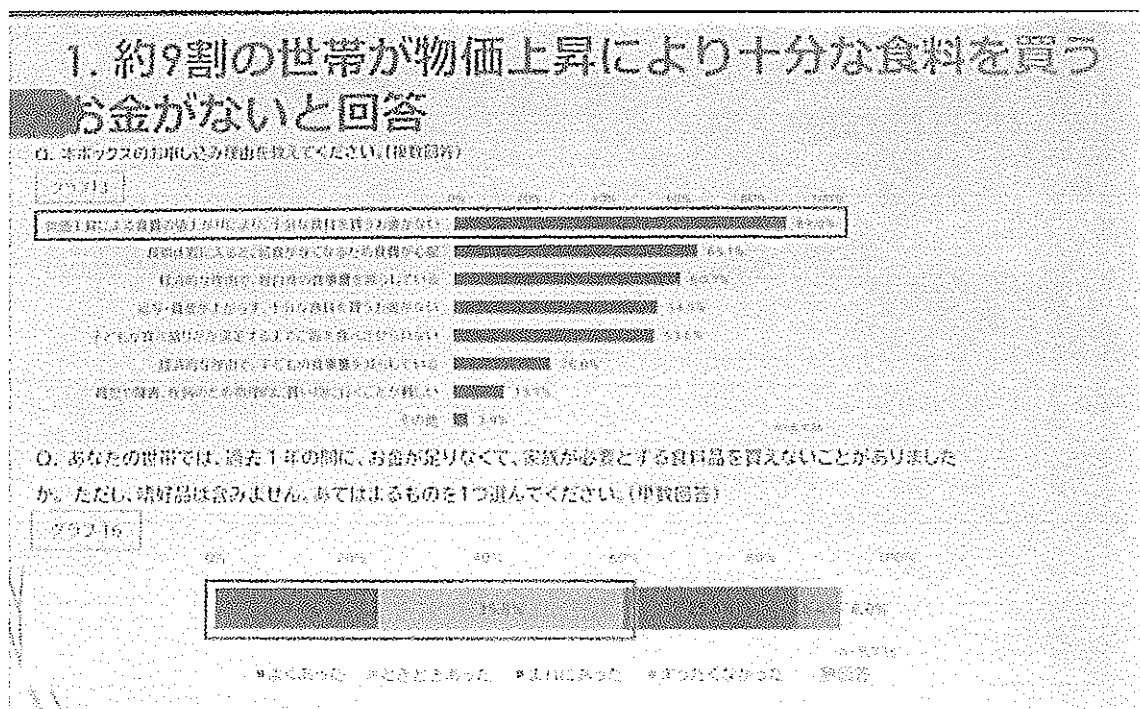
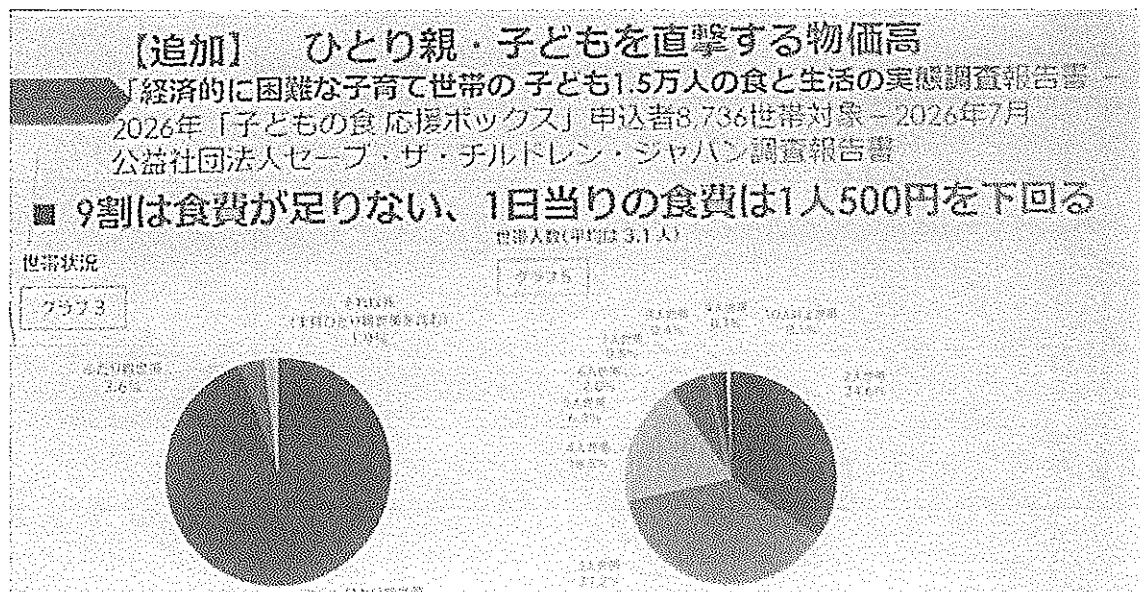
2025 冬—2026・食糧支援の現場から

- ・炊き出しの現場では、持ち家やアパートなど自宅がある方が多数
- ・幅広い世代、20 代の若者から 80 代 90 代の方も

実質賃金 4 年連続マイナス、2025 年 1.3%減
賃上げが物価に及ばず



産業界で高水準の賃上げが続き名目賃金は 2.3%増えたものの、コメ価格の高騰などを要因とする物価上昇に追いつかなかった。



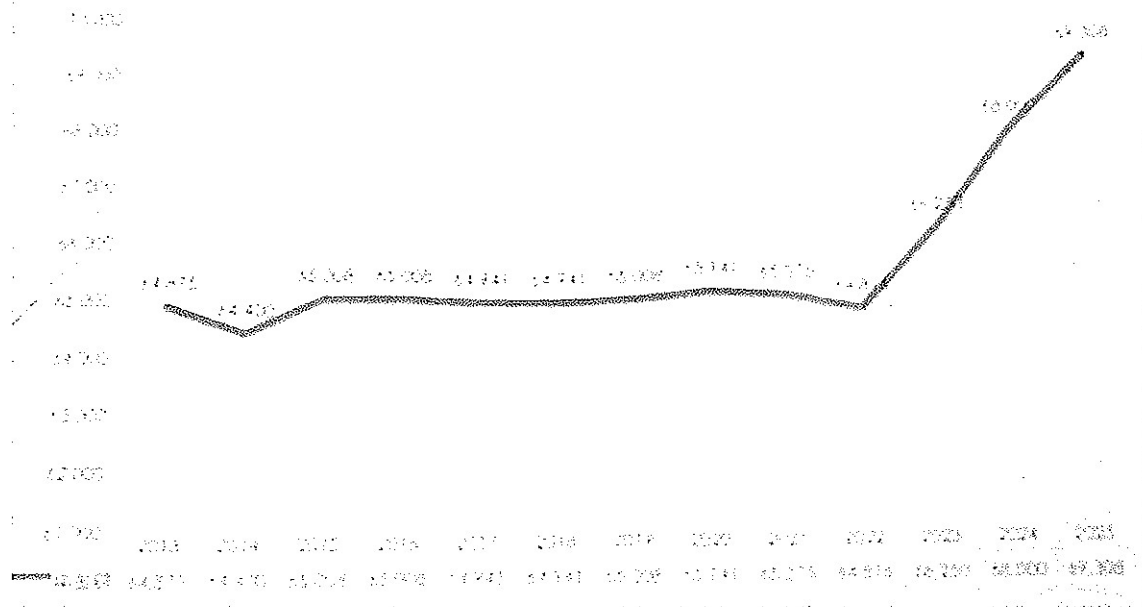
食糧支援ボックス

夏休みの申し込み数(希望者) 8千～9千人

アンケート結果から9割の人が食糧足りない

年金額の推移 (2013-2025)

基礎年金額 (単身世帯2013-2025)



基礎年金額は、2020 年 65, 141 円→2025 年 69, 308 円と 4, 167 円アップ(6.3%)
しているが、物価上昇率の半分程度にとどまる。

(注)基礎年金額は 25 年間保険料納入した場合

・増えない生活保護費と生活保護世帯の減少

生活保護利用が増えない要因

→最低生活費(標準 3 人世帯)が下がったままの 10 年

【引き下げの 10 年】

①生活扶助費引き下げ(2013 年 8 月～)

②住宅扶助費引き下げ(2015 年 7 月～)

大阪市単身▲2000 円/月、2 人世帯▲6000 円/月

③冬季加算減額(2015 年 11 月～)

④生活扶助費引き下げ(2018 年 10 月～)▲1.8%

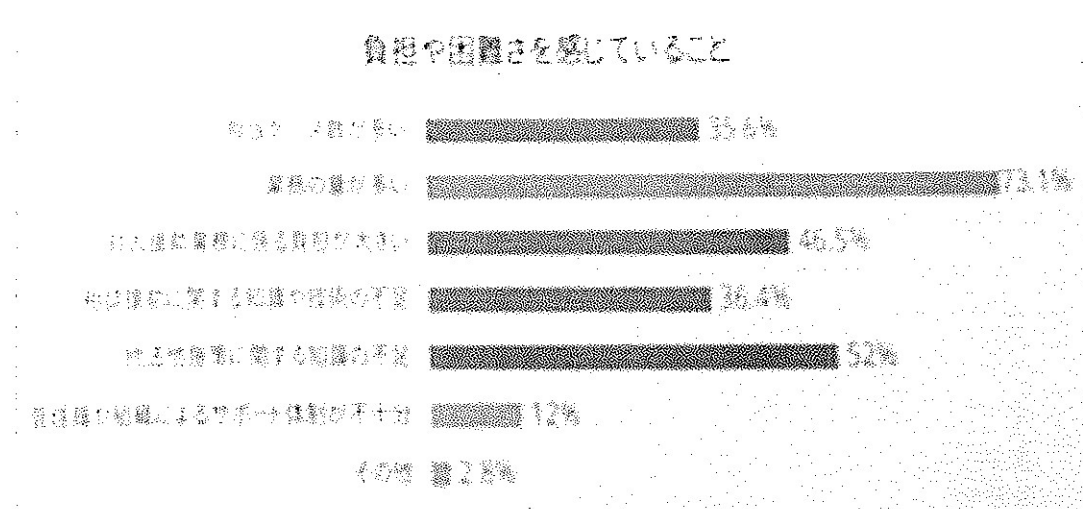
【わずかな引き上げ】純増ではない

- ⑤2023 年 10 月～ +1000 円/人
- ⑥2025 年 10 月～ +500 円/人
- ⑦2026 年 10 月～ +1000 円/人

・厚生労働省が 2025(令和 7)年の生活保護基準について、2024 年から 500 円の加算(それでもなお減額となる世帯は据置き)としたのは明らかに不十分で、生活保護利用者が憲法 25 条で保障された「健康で文化的な生活」を維持できるようにするには、物価上昇による 17 ないし 18%の影響に相当する扶助基準の引き上げをすべきである。

生活保護行政の問題点

【ケースワーカーの置かれた状況】



- ・ 73.1%のケースワーカーが業務量が多いと感じている
- ・ 要保護世帯の問題が複雑化→対応が難しく、仕事に対する評価達成感が得られない
- ・ 生活保護業務に対する過小評価→自分が誇れる仕事をしていないとの感覚
- ・ 典型的な個人ワーク→個人で抱えやすく、個人で悩みやすい
- ・ ケースワーカーの仕事範囲が不明確→要保護者の相談が多く持ち込まれる



生活保護業務を体系的に表したものです

これらが、業務遂行のために覚えること、身につけること、であり研修テーマを体系化すれば図と同様になるといえます

職業倫理を基盤に非常に幅広い知識・技術を要する専門性の高い仕事であることがわかります



昨年度も参加させていただきました。
いのちのとりで裁判、最高裁での歴史的な勝訴から 1 年が過ぎ、到達点と今後の課題について説明がありました。

1 年が過ぎても当事者に甚大な被害を与えたことについて、真摯な謝罪がなされておらず、当事者の意見を無視した対応策に終始しています。
今後も、生活保護制度の権利性の確立のためにさまざまな問題提起、例えば、貧困の連鎖を断つために大学進学問題、交通権の確立と実質的な「水際作戦」の解決のために自動車保有の問題などへの取り組みと、そもそもの社会保障全体の底上げを引き続き訴えていかなければならないと改めて思いました。

この研修会に参加してケースワーカーの役割について興味深い内容となっていました。特にケースワーカーの置かれた状況などを学び、ケースワーカー個人の能力だけに任せるのではなく、自治体として継続的に育成する仕組みが必要だと思いました。

生活保護の基準は国が決めます。

そのため現場のケースワーカーが、「国が決めた基準だから、それに従って支給するのが自分たちの仕事」となりやすいのですが、講師の先生は、それでは不十分だとおっしゃいました。

例えば、利用者から

「この金額では生活できない」

「この加算は必要なのではないか」

という声があるならば、その現場の声を自治体から国に伝えることも地方自治体職員の役割だという考え方です。

国の制度を「執行する職員」だけではなく、住民の声を制度改善につなげる職員を育てるべきだということです。

また、福祉専門職を採用しても実際には役に立たないのではないかとの問題提起に、専門職を採用すれば全部解決するわけではなく、採用後の研修や現場での育成、指導、専門性を活かせる組織づくりが重要だと答えられていました。

ケースワーカーを現場で指導する立場として査察指導員がいます。

ところが現実には、ケースワーカーの業務量が多く、査察指導員自身も忙しくて十分な指導ができていない現状や、専門職ではない人が担当しているケースもあり、ケースワーカー個人の対応が悪いと責められる場合もあります。

この研修会を受講して、生活保護では利用者側からの第三者的な評価が十分に制度化されていないという問題があり、生活保護の質を上げるには、ケースワーカー個人を責めるのではなく、研修・育成・査察指導員・監査・人事・財政部門まで含めて、自治体全体で現場を支える仕組みを作る必要があるということを知り、今回も非常に勉強になりました。

第17回生活保護問題議員研修会

地域から変える 生活保護を あたりまえの 権利に

2026年8月22日(土)午前10時～午後4時40分

場所:エル・おおさか 南館 5階南ホール

大阪府立労働センター(エル・おおさか) 大阪市中央区北浜東3番14号

研修会の詳しい内容は、こちらのURLまたはQRコードから

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-532.html>



9:30		10:00		11:20		12:30		13:30		14:40		15:50		17:00		18:00終了	
受付	基調報告	休憩	講演1	昼食	講演2	休憩	報告1	休憩	報告2	まとめ					交流会		

参加のお申込み

- 定員 会場200名 動画視聴(定員なし、会場参加者も含めて、後日、当日の動画を視聴できます) 当日、会場参加出来ない方は、動画視聴のみの申込みをお勧めします。配信期間中は何度でも視聴できます。
- 参加費 会場、動画視聴のみ共に1万8000円(資料1冊付き) ※地方議員以外の方も参加いただけます。キャンセル料8月16日以降1万円、8月20日以降キャンセルはできません。
- 資料のみ追加購入 1冊2000円
- お弁当 1500円(お茶付き) ※8月16日以降のキャンセルはできません。
- 交流会(事前申込制・希望者のみ) 参加費1000円(軽食・ソフトドリンク付)
- 問合せ先 seihokaigi@gmail.com
- 参加のお申込みは、下記のURLまたは右のQRコードから入力フォームにてお申込みください。申込みの締め切りは、8月10日まで。

<https://pro.form-mailer.jp/lp/4b23d49b312726>



共催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

最低生活費を引き上げ、生活保護の最大限活用を!

物価の高止まりが鎮静化せず、最低生活費が上がらない中、生活保護利用者と市民の生活は苦しくなる一方です。どうしたら生活保護が、最後のセーフティネットにふさわしい機能を果たせるかを考えます。

講師 吉永純(よしなが あつし)さん 花園大学前教授(現非常勤講師)。生活保護現場に関わって45年、生活保護裁判の支援を30年行ってきた立場から、貧困と生活保護制度について研究。

11時20分～12時30分 講演1

生活保護行政の問題点 ～各地で起こる不祥事から考える～

各地の福祉事務所で不祥事が起こるたびに、生活保護利用者の人権が侵害され、生活保護行政への信頼が損なわれます。なぜ生存権を保障する現場で人権侵害が起こるのか。生活保護行政の問題点と適正な制度運用について考えます。

講師 中村健 (なかむら けん)さん 新潟大学歯学部(福祉学分野)准教授。全国公的扶助研究会会長。新潟市役所職員で、15年間生活保護業務に従事。東京都江戸川区の生活保護業務に関する第三者委員会委員を務めた。

13時30分～14時30分 講演2

取材から見た日本の貧困と差別

～いのちのとりで裁判・貧困ビジネス・衆議院選取材を通じて

「いのちのとりで裁判」勝訴判決後に政府が示した、原告とそれ以外の利用者を分断する補償内容。この選別が当事者に送る過酷なメッセージ。関東圏で広がっている、「貧困ビジネス」の卑劣な実態。当事者の声に耳を傾けてきた講師が、制度の足元で起きている実態に迫ります。

講師 中村真暁(なかむら まあき)さん 東京新聞デジタル編集部記者。1985年石川県生まれ。貧困問題の取材に力を入れており、社会福祉士の資格も持つ。2020年と2025年に貧困ジャーナリズム賞を受賞。

14時40分～15時40分 報告1

第2の桐生市事件を起こさないために～その特異性と普遍性

群馬県桐生市で発覚した生活保護行政における数々の違法運用は、社会に衝撃を与えました。この事件を「一自治体の特殊な問題」で済ませてよいのか。桐生市事件の特異な実態を検証するとともに、全国の保護行政に通底する構造的要因を分析し、再発防止に向けた課題を提示します。第2の桐生市を生まないために、いま何が必要かを考えます。

講師 桜井啓太(さくらい けいた)さん 立命館大学産業社会学部准教授。専門は貧困研究・生活保護制度。地方自治体職員などを経て現職。生活保護情報グループ、桐生市生活保護全国調査団の一員。

講師 渡邊恒(わたなべ ひとし)さん 桐生市議会議員。桐生市生活保護全国調査団の一員として、現地で生活保護行政の改善に取り組む。

15時50分～16時20分 報告2

利用者目線の生活保護行政を目指して～加算認定誤りの経験から

新潟県南魚沼市は、2025年11月、家族介護料、障害者加算の支給漏れを自ら公表し、再発防止策を示しました。なぜ間違いを犯し、なぜそれを隠さなかったのか。その理由と背景、制度の周知日々の取り組みについて、長年、生活保護行政にたずさわってきた講師がお話します。

講師 高野正秀(たかの まさひで)さん 新潟県南魚沼市福祉保健部福祉課長。社会福祉士、精神保健福祉士。にいがた公的扶助研究会幹事。

16時20分～16時40分 まとめ

いのちのとりで裁判の到達点と今後の課題 ～まとめに代えて

「いのちのとりで裁判」最高裁判決は、生活保護基準をめぐる裁判史上初の勝訴、まさに歴史的な判決でした。今後の運動の展望を示しながら、本研修会のまとめとします。

講師 尾藤廣喜(びとう ひろき)さん 弁護士。1970年厚生省に入省。1975年京都弁護士会に登録、数々の生活保護裁判を勝利に導く。日本弁護士連合会貧困対策本部副本部長、いのちのとりで裁判全国アクション共同代表。